

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

「テロ等準備罪」Ⅱ「共謀罪」Ⅱ「第二の治安維持法」の新設に反対します！

貴内閣は「テロ等準備罪」法案を三月二十一日に閣議決定し本通常国会に上程されました。

共謀罪導入を盛り込んだ「組織犯罪処罰法改定案」は2003年以降、国会に3度提出されましたが、いずれも廃案になりました。

すべての市民が監視・捜査の対象となる「テロ等準備罪」を新設する「組織的犯罪処罰法改正案（通称：共謀罪法案）」の危険な本質は、犯罪は行為であり、思想や内心は処罰しないという日本の刑法の根本原則を覆すことです。

憲法19条の思想及び良心の自由を侵すものであり、憲法第21条で保障された「表現・言論の自由」、「集会・結社の自由」を侵害し、自由に物を言えない監視社会を生み出します。「国際組織犯罪防止条約」を締結する為には「共謀罪」は全く必要ありません。条約締結後に国内法を新設した国は二国しかありません。又、国連の「テロ行為を防止するため」のリストには「国際組織犯罪防止条約」は入っていません。

この法律は共謀罪という特別な犯罪類型を新たに創出するものではなく、幅広く一般犯罪について「共謀」段階から処罰の対象にするものです。その為277の犯罪について共謀罪が成立すると指摘されています。

犯罪の計画や相談、合意をただけで処罰することは、警察をはじめ国家権力が日常的に国民を広く監視することになります。

「個人の尊厳」と基本的な人権が国家権力によって不断に脅かされる状況となります。共謀罪は、憲法の基本的人権の尊重との関係で、重大な問題を孕みます。とりわけ、我々のように短歌等文化活動に関わる者や市民運動団体の活動に重大な侵害、萎縮的影響をもたらす恐れがあります。又電話の盗聴やメール、SNSの傍受が「共謀」の立証の為に横行する社会となる危険があります。

法案は共謀した時点で組織的犯罪集団とみなされるので短歌の集まりも「共謀」があれば組織的犯罪集団となってしまうかも知れません。幟等の物品を購入する等の行為だけで「共謀」として処罰される可能性があります。物品を購入すること自体は犯罪ではありえず、客観的危険性もないので、結局は、共謀に基づき犯罪をする意思を持つことで処罰することになります。

一般人が犯罪集団かを決めるのは、政府や警察であり、政府の気にくわない人たちには、犯罪集団のレッテルを貼ることができません。これは逮捕者が数十万人に及んだ治安維持法の現代版とも言えるものです。

岐阜・長良川の地に集まった私たちは、貴殿に「共謀罪」法案を撤回又は廃案にする事を強く要望します。

2017年3月27日 新日本歌人協会 全国幹事会

(連絡先 〒170・0005 東京都豊島区南大塚2・33・6・301 新日本歌人協会 電話03・6902・0803)